

策定の背景

○東日本大震災の教訓

- ・命を守ることを最優先に「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることが必要
- ・「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じることが必要

○国の動き

- ・災害対策基本法の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・南海トラフ巨大地震を対象とした地震被害想定
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定

○本県の対応

- ・地震被害想定調査の実施

◆想定地震

- ・南海トラフ巨大地震
- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
- ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

◆想定結果（南海トラフ巨大地震）

〔地震動〕 県内ほぼ全域で震度6弱以上、13市町で最大震度7  
 〔津波〕 各市町を代表する港の最高津波水位は、宇和海沿岸で7～9m程度、瀬戸内海沿岸で3～4m程度  
 県内の最高津波水位は21.3m（伊方町名取西海岸）  
 県全体の浸水面積は11,995ha

◆被害推計（南海トラフ巨大地震）

〔死者数〕 16,032人  
 〔全壊・焼失棟数〕 243,628棟  
 〔経済被害〕 16.2兆円

- ・愛媛県地域防災計画の修正  
 東日本大震災の教訓や他の災害から得られた知見等を反映
- ・各種防災・減災対策の実施

アクションプランの内容

○想定地震

南海トラフ巨大地震

○策定の目的

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、本アクションプランを策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

○施策の柱

- I 被害軽減対策の推進  
 ～ 地震・津波から県民の生命を守るために ～
- II 災害応急体制の確立  
 ～ 発災後の被害拡大を防ぐために ～
- III 復旧・復興体制の確立  
 ～ 県民の生活を速やかに再建するために ～

○計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間

中間見直しとして令和2年3月に修正

○減災目標

想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる

○施策体系

減災目標の達成に向け、3つの施策の柱のもと8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化、各実施項目は具体的な施策内容と年度計画を明示、可能な限り数値目標を設定

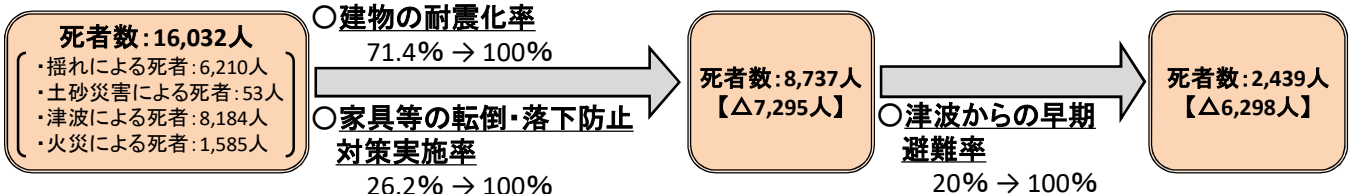
○数値目標

減災目標を達成するため124の数値目標を設定



(参考) 減災効果例

本県の地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に下図の対策を講じた場合、死者が16,032人から2,439人まで「約85%」軽減できると推計している。



## 5-11 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

(技術企画室)

国土地理院と愛媛県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び愛媛県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

### (地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び愛媛県は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

### (災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び愛媛県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

### (技術支援)

第5条 国土地理院及び愛媛県は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

### (窓口の設置)

第6条 国土地理院及び愛媛県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

### (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び愛媛県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月21日

茨城県つくば市北郷一番  
国土交通省国土地理院長

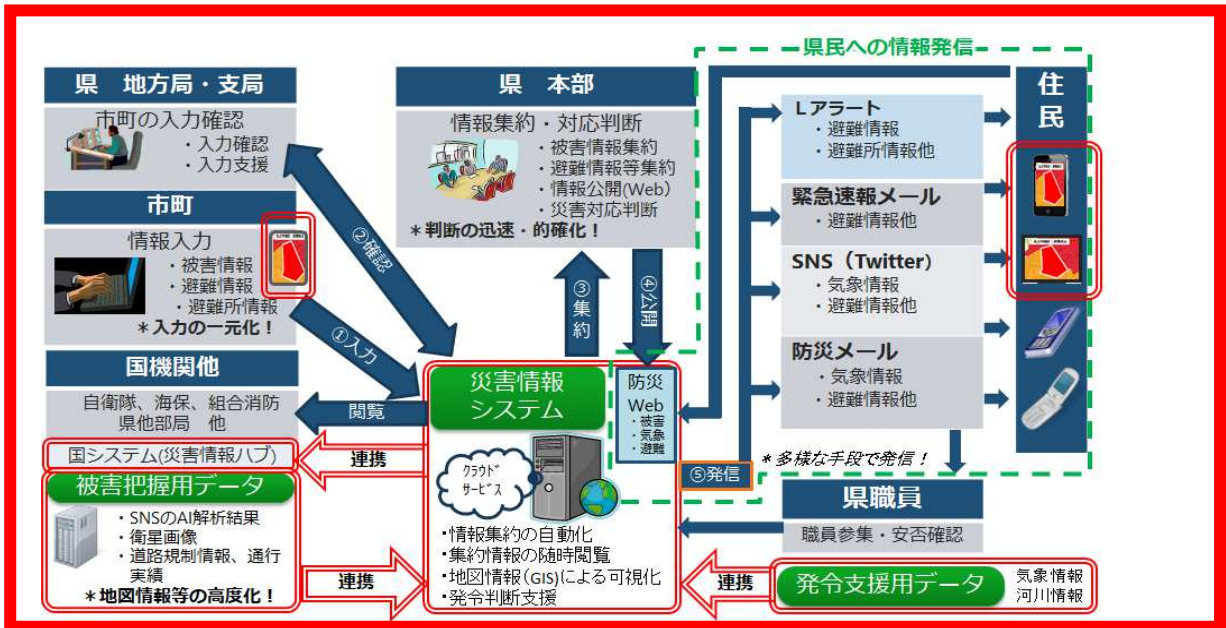
岡本 博

愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県知事

中村 時広

## 5-12 愛媛県災害情報システムの概要（防災危機管理課）

災害時において、市町等から被害情報等を迅速に集約し、関係者で共有するとともに、住民へ多様な手段で確実に伝達するシステム



### 【システムの機能】

#### ◆ 情報集約の迅速・可視化

迅速に集約された地図情報などの可視化された被害の詳細情報を関係者で共有し、的確・迅速な災害対応判断が可能

- ・被害情報の集約、取りまとめ資料作成
- ・地図情報（GIS）や県内市町の被害状況一覧での災害情報の共有
- ・市町が発令する避難指示等の避難情報や避難所開設情報等の管理 等

#### ◆ 住民への確実・迅速な伝達

現在の防災メールやホームページ、SNSなどにスマートフォンアプリも加え、伝達手段の多様化を図り、確実・迅速に伝達

## 1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、防災・減災対策を中心とした活力のある地域づくりを図ることにより、『強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」』を目指し、計画を策定する。

## 2 基本目標

1の基本理念を達成するため、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

## 3 計画期間

本計画は、「えひめ震災対策アクションプラン」と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和6年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施する。

## 4 対象とする自然災害（リスク）

本県の地域特性を踏まえ、甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

- (1) 南海トラフ地震
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

## 5 脆弱性の評価

4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性の評価を実施した。

## 6 強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの強靱化の推進方針を84項目に整理するとともに、施策の達成度・進捗状況を把握するため、項目ごとに203の重要業績指標（再掲を含む）を設定した。

## 7 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、「起きてはならない最悪の事態」のうち15項目を重点化プログラムとして設定した。

## 8 計画の推進

PDCAサイクルにより、計画の進捗管理や見直しを実施していく。

## 9 その他

国の国土強靱化関係交付金・補助金の重点配分・優先採択等に対応するため、事業名等を明記した取組一覧を令和元年度末の中間見直し時に整理し、毎年度の国予算の状況に応じて更新していく。

## 5-14 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

株式会社エフエム愛媛（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

### （放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送等を通じて情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に関し自主的判断に基づき放送・発信するものとする。

### （県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

### （配意事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

付 則

この協定は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

平成 27 年 9 月 4 日

甲 株式会社エフエム愛媛

代表取締役社長 砂野 孝明

乙 愛媛県警察本部

本部長 伊藤 昇一

## 5-14 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

南海放送株式会社（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

### （放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送のほか、ホームページやスマートフォンアプリ、SNS等での情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に関し自主的判断に基づき放送・発信するものとする。

### （県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール、スマートフォンアプリ等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

### （配意事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。



付 則

この協定は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

平成 27 年 9 月 4 日

甲 南海放送株式会社

代表取締役社長 田中 和彦

乙 愛媛県警察本部

本部長 伊藤 昇一

5-15

情報提供ネットワーク構築に関する協定

平成24年1月

## 情報提供ネットワーク構築に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）と徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のうちいずれか一の県（以下「乙」という。）は、情報提供ネットワークにより、甲が管理する映像情報等の提供及び国（内閣府）の災害対策本部又は警戒本部若しくは現地対策本部（以下「内閣府」という。）が収集した映像情報等の共有に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が総合的防災体制の強化・効率化を図ることを目的として、情報提供ネットワークを利用し、甲が管理する映像情報等を提供及び内閣府が収集した映像情報等を甲と乙が共有する場合の基本的事項を定めるものである。

### （提供する映像情報等）

第2条 この協定に基づき、甲が提供する映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

### （共有する映像情報等）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が共有する内閣府が収集した映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

### （映像情報等の活用）

第4条 この協定に基づき甲が提供する映像情報等は、乙が活用できるものとする。ただし、第1条に規定する目的以外のために活用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。なお、内閣府が収集した映像情報等の活用については、別途定める細目協定によるものとする。

### （費用負担）

第5条 この協定に基づく甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有に必要な施設（以下「施設」という。）の設置に要する甲及び乙の費用負担については、施設の責任分界点に基づくことを原則とし、別途定める細目協定によるものとする。

2 前項の費用負担の原則を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### （財産の帰属）

第6条 施設の財産権は、甲の設置するものにあつては甲に帰属し、乙の設置するものにあつては乙に帰属するものとする。

2 この協定に基づき甲が提供する映像情報等について、乙が複製等を必要とする場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(映像情報等の提供及び共有に係る責任)

第7条 甲又は乙は、次に掲げる事由により甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有を一時的に停止することができるものとし、停止した場合にあっても、乙又は甲にその責任を問わないものとする。

- 一 天災その他の不可抗力による甲又は乙の施設の故障
- 二 甲又は乙の施設の保守又は点検

(ネットワークセキュリティの確保)

第8条 乙は、甲が設置する施設に接続する施設等について、ネットワークセキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲は問題が解決するまで情報提供ネットワークを切断出来るものとする。

(第三者への映像情報等の提供)

第9条 甲から提供を受けた映像情報等を乙が第三者に提供する場合の扱いについては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月31日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

附 則

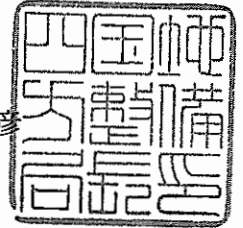
1. この協定は、平成18年2月17日から施行する。
2. この協定は、平成24年1月31日に改定する。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 高松市サンポート3番33号  
国土交通省四国地方整備局長

川崎正彦



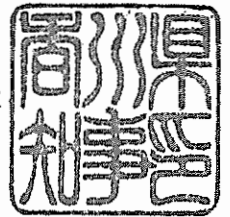
乙 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事

飯泉嘉門



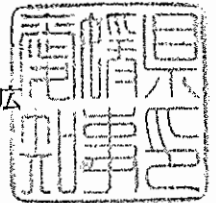
乙 高松市番町4丁目1番10号  
香川県知事

浜田恵造



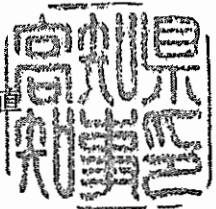
乙 松山市一番町4丁目4番地2号  
愛媛県知事

中村時広



乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事

尾崎正直



## 5-16 大規模災害発生時における技術支援及び共同研究に関する協定

### 【特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター】

愛媛県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター（以下「乙」という。）とは、愛媛県内において地震、津波及び豪雨等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、迅速かつ適切な災害応急対策等を行うことを目的として、乙が有する人材・資機材・専門的な知識を活用し、乙が甲に対して技術的な支援（以下、「技術支援」という。）を実施するため、及び愛媛県に限らず他の都道府県（以下、「他県」という。）で大規模災害が発生した場合、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等を調査・分析し、愛媛県に適用可能な災害応急対策方法等を共同研究するため、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対して技術支援を求める時に必要な事項及び共同研究に必要な事項を定めるものとする。

#### （技術支援の協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、乙に対して技術支援の協力を要請することができるものとする。なお、要請は文書により行うものとするが、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、甲に対して速やかに文書にて支援の可否を回答し、派遣が可能な技術者を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により回答し、その後速やかに文書により行うものとする。

#### （提供可能な技術等）

第3条 乙は、提供可能な技術等について、あらかじめ選定しておくものとする。

#### （技術支援）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する技術支援は、次に示す事項とする。

- (1) 公共土木施設の災害応急対策等に関する事項
- (2) 被災宅地危険度判定等の有資格業務に関する事項
- (3) その他、甲が必要とする技術支援に関する事項

#### （共同研究）

第5条 甲及び乙は、次の研究について共同で実施する。なお、実施にあたっては、甲乙協議により決定するものとする。

- (1) 他県において大規模災害が発生した場合における、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等の調査・分析及び愛媛県に適用可能な災害応急対策方法等についての研究

#### （費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の実施に要する経費については、原則として乙が負担するものとする。ただし、第4条の事務実施に要する事務機器、現地調査のための車両及び執務室に要する費用について並びに第5条の甲に要する費用については、甲が負担するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、この協定に基づき技術支援及び共同研究を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(細目)

第8条 この協定に基づく技術支援を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県

知 事

松山市一番町4丁目1番地2  
乙 特定非営利活動法人  
愛媛県建設技術支援センター

理事長

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領

本要領は、平成 29 年 4 月 11 日付け総行市第 26 号、消防災第 51 号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（以下「通知」という。）」の具体的な取り扱いを定めたものである。

### 1 本県の担当部署について

県の担当部署については、別添 1、市町の担当部署については、別添 2 のとおり

### 2 報告の流れについて

震度 6 弱以上の地震を観測した市町は、別紙 1 の様式により管轄の地方本部（支部）へ、報告を受けた地方本部（支部）は、県本部へ報告するものとする。

### 3 報告にあたっての留意事項

#### （1）市町

震度 6 弱以上の地震を観測した市町は、1 の担当部署から 1 に示す管轄の地方本部（支部）へ災害情報システムの文書フォルダ機能を利用して報告する。

なお、停電等により災害情報システムが使用できない場合は、FAX を用い、FAX が使用できない場合は、電話等によって報告する。

#### （2）地方本部（支部）

報告を受けた地方本部（支部）は、災害情報システムの文書フォルダ機能により県本部へ報告する。その際、管轄の市町の報告が全て揃うのを待つことなく、その都度報告する。

通知 II 1 の職員の現地派遣等の担当については、愛媛県災害時情報収集職員派遣要領第 5 条第 2 項の指名職員が行う。なお、市町からの連絡を確認できないということは、情報通信手段を喪失し、当該市町に甚大な被害の発生が想定されることから、職員を派遣することとした場合は、災害情報システム、電話等によって県本部に確実にその旨を伝達する。

#### （3）県本部

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、県本部統括司令部統括調整・指令室情報システム運用班は、災害情報システムの設定に併せ、市町からの報告様式の提出先となる文書フォルダを作成する。

フォルダ名及び階層

行政機能確保確認

| \_\_ 1 地方本部（支部）→県

| \_\_ 2 市町→地方本部（支部）



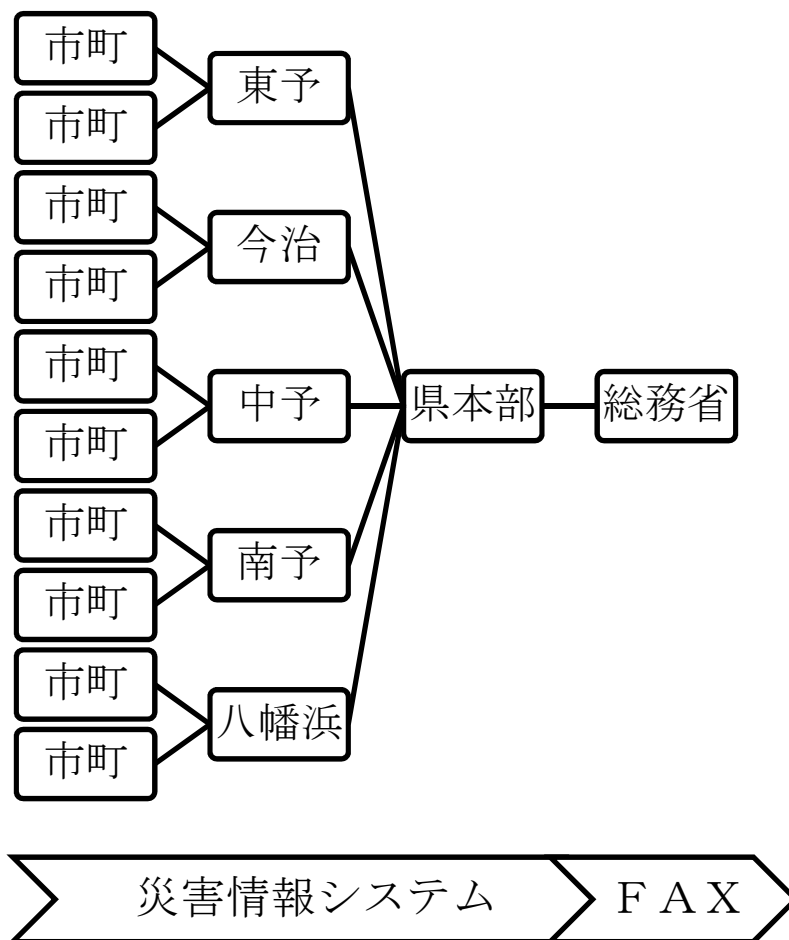
県本部統括司令部統括調整・指令室情報収集・連絡班は、発災後 12 時間までは、地方本部（支部）から報告のあった案件をまとめて、12 時間を超えてからは報告のあったその都度、総務省市町村課へ F A X を用いて報告する。

F A X が使用できない場合は、電話等により報告する。

総務省市町村課 F A X 03-5253-5592

T E L 03-5253-5516

参考 フロー図



### ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（要請及び提供）

第1条 甲は、ヘリテレ映像の提供を要請する場合は、乙に対して必要性及び場所を明示するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、支障のない限りにおいてヘリテレ映像を提供するものとする。

（映像の取扱い要件）

第2条 甲は、乙に許可なく、ヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 甲は、前項の規定に反した場合は、一切の責任を負うものとする。

（協議）

第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 愛媛県知事

加 戸 守 行

乙 愛媛県警察本部長

栗 野 友 介

## 大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛 媛 県

愛媛県CATV協議会

## 大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県CATV協議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）における情報伝達の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において、乙及びその会員企業等が保有する通信機材及び通信網等を活用して情報伝達を行うことにより、甲の情報収集体制の確保に協力し、もって県民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 乙は、前条の情報収集体制の確保のため、甲の要請に基づき、次の各号に掲げる事項について、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

- （1）甲が応急対応のため必要とする映像等の伝送に係る優先的な対応
- （2）前号の対応の実施にあたって必要となる人員の派遣及び資機材の提供
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項の項目は、甲乙間で協議のうえ、追加又は変更することができる。

3 乙が行う協力の具体的内容は、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定する。

### （要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する事項について協力を求める必要があると判断したときは、乙に対し、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （甲の支援）

第4条 甲は、乙が第2条第1項に掲げる事項を実施する場合、乙に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- （1）映像等の伝達の実施にあたって必要となる関係機関との調整
- （2）人員を派遣する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、本協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する総合防災訓練等において、情報伝達に係る訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知しなければならない。連絡責任者に変更があったときも同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から廃止または変更の申し出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定の履行に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市大手町1丁目11-4  
愛媛県CATV協議会  
会長 宮内 隆

## 災害時等における無人航空機の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とえひめドローン安全協議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）で規定する災害、その他重大な事件・事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲から乙に対して行う、無人航空機の活用に係る協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等で必要があると認めるときは、乙に対して、無人航空機による協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力の内容、期間等を明らかにし、「協力要請書（様式第 1 号）」により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行うものとし、後日、速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

### （協力業務）

第 3 条 甲が、乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無人航空機による静止画・動画の撮影
- (2) (1) による情報収集・データの提供
- (3) その他甲が必要と認めるもの

### （協力業務の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲で、協力業務に必要な無人航空機及び人員を出動させ、甲が指定する現場指揮者の指示に従って業務を実施するものとする。

### （協力業務の報告）

第 5 条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を「協力業務実施報告書（様式第 2 号）」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 協力業務に要した費用については、当該災害時等の発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定し、甲が負担するものとする。

(保険の加入等)

第7条 乙は、協力業務の実施に当たり、必要な保険（損害保険等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

2 乙の保有する無人航空機が協力業務中に破損、損失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力業務に係る事故発生時の責任は乙が負い、乙の名で、誠実に処理することとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協力業務の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力業務上で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(訓練等の実施)

第10条 乙は、平時より、甲が本協定に基づく災害時等を想定した訓練等への参加に努め、本協定の実効性の向上に努めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡責任者届（様式第3号）」により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から文書による協定終了の意思表示がない限り、同一の条件で更に1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 愛媛県松山市問屋町6-21  
えひめドローン安全協議会  
会長 大野茂



様式第1号（第2条関係）

## 協 力 要 請 書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第2条第2項に基づき、下記のとおり協力要請します。

### 記

#### 1 協力要請を必要とする状況

#### 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	期間	場所	備考

#### 3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

## 協力業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第5条に基づき、年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

### 記

#### 1 履行した内容

協力の内容	期間	場所	備考

#### 2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

## 連絡責任者届

### 【 愛 媛 県 】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

### 【 えひめドローン安全協議会 】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：